

令和2年度
社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 有期雇用職員募集要項（一般事務）

《令和2年6月25日》

本会は、公共性をもつ民間組織です。地域住民のみなさま方と福祉関係者の協力を得て、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指してさまざまな地域福祉事業に取り組んでいます。次のような資質をもった人を募集します。

- 前向きなチャレンジ精神と創造力がある人
- 本会に期待される役割を理解し、責任感をもって職務に取り組むことができる人
- 福祉にかかわる多様な人々と協力し、目標に向けて努力することができる人

【受付期間】 令和2年6月25日(木)～

【応募手続き】 次の2点を提出してください。

- ①履歴書（所定の用紙に必要事項を記入し、指定サイズの写真を貼付してください。）
- ②面接カード（所定の用紙に記入し、提出してください。）

注1 ①②の書類は、丸亀市保健福祉センター、丸亀市綾歌保健福祉センター、丸亀市飯山総合保健福祉センター、ハローワーク丸亀に用意しています。本会ホームページからもダウンロードできます。

【提出・送付場所】（持参の場合）

時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝を除きます。

場所 丸亀市保健福祉センター 1階 丸亀市社会福祉協議会

（郵送の場合）

特定記録郵便で、発送してください。

〒763-0034 香川県丸亀市大手町二丁目1番7号

丸亀市社会福祉協議会 総務企画課 宛

職 種	一般事務
業務内容	子育て家庭への支援に関すること等
採用予定人員	若干名
応募要件	○普通自動車運転免許証を保持していること ○パソコンでワード&エクセルの基本操作ができること
契約期間	採用日から令和3年3月31日まで（応相談）
就業場所	丸亀市保健福祉センター（丸亀市大手町二丁目1番7号）

労働に関すること	<p>1 勤務時間 8:30～17:15</p> <p>2 休憩時間 12:00～13:00</p> <p>3 所定時間外労働の有無 あり</p> <p>4 休日労働の有無 あり</p> <p>所定勤務時間は毎月1日を起算日とする1ヶ月単位の変形労働時間制によるものとし、1週間の所定勤務時間は1ヶ月を平均して40時間以内とします。業務の都合やその他やむを得ない事情により、始業、終業の時刻及び休憩時間を繰り上げ、または繰り下げることがあります。</p>
休日	<p>① 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、その他本会が指定する日とします。</p> <p>② 年末年始（12月31日から1月1日まで）、その他勤務表により、本会が指定する日とします。</p>
休暇	<p>1 年次有給休暇 雇入れの日から起算して6ヶ月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合、労働基準法に定めるところにより付与します。</p> <p>2 その他の休暇 病気休暇、産前産後の休業、母性健康管理のための休暇等、育児時間等、子の看護休暇、介護休暇、育児休業等、介護休業等</p>
賃金	<p>1 基本給 時給969円</p> <p>2 諸手当 通勤手当 1日 130円～930円 ※片路2km以上の場合、事務局有期雇用職員就業規則に基づき支給します。</p> <p>3 時間外労働、休日または深夜労働に対して支払われる割増賃金率 ・時間外労働 法定超（25%）、所定超（0%）、月60時間超（50%） ・休日労働 法定休日（35%）</p> <p>4 賃金締切日 毎月末日、賃金支払日 翌月15日</p> <p>5 労使協定に基づく賃金支払時の控除（互助会 有り）</p> <p>6 昇給 なし</p> <p>7 期末手当 あり（令和元年度実績 年額112,500円～121,500円）</p> <p>8 退職金 なし</p>
退職に関すること	<p>1 定年制 あり</p> <p>2 自己都合退職の手続き（退職する30日以上前に届け出ること）</p> <p>3 解雇の事由及び手続き（就業規則の普通・懲戒解雇の条項及び解雇の予告条項による）</p>
社会保険等	<p>1 社会保険の加入 加入要件を満たした場合適用します。</p> <p>2 雇用保険の適用 加入要件を満たした場合適用します。</p>
更新の有無	<p>1 契約の更新の有無 更新する場合があります。</p> <p>2 契約の更新は次により判断します。 契約期間満了時の業務量、勤務成績、態度及び勤務状況、心身の健康状態、職務遂行能力、本会の経営状況、従事している業務の進捗状況</p>
お問い合わせ先	<p>〒763-0034 丸亀市大手町二丁目1番7号 社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 総務企画課 担当：土岐 Tel 0877-22-4616 Fax 0877-23-8110 ホームページアドレス http://www.marugame-shakyo.or.jp/</p>

注2 下記に該当する場合は応募できません。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行をうけることがなくなるまでの人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

